

令和3年度地域包括支援センター運営協議会について

1 目的

地域包括支援センターは、市町村が設置した地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて地域包括支援センターにおける各業務の評価等を行うことで、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指す。

2 設置基準

原則として、市町村ごとにひとつの地域包括支援センター運営協議会を設置する。

3 所掌事務

地域包括支援センター運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援センターの担当する圏域に関すること
- (2) 地域包括支援センターの設置、変更および廃止ならびに地域包括支援センター業務の委託先法人への委託等に関すること
- (3) 地域包括支援センター運営基準の作成に関すること
- (4) 地域包括支援センターの運営評価に関すること
- (5) 地域における連携体制の構築、地域資源の開発その他地域包括ケアに関すること

4 開催スケジュール

※令和3年度は、介護保険運営協議会と合同開催

【第1回】（5月10日（月））

- ・令和2年度第4回守山市地域包括支援センター運営協議会の開催結果について
- ・令和3年度地域包括支援センター運営協議会について

【第2回】（7月中旬から8月上旬）

- ・令和2年度地域包括支援センターの実績報告について

【第3回】（10月下旬から11月上旬）

- ・令和3年度地域包括支援センターの上半期実績報告について
- ・次期契約に向けた地域包括支援センターの機能充実について①

【第4回】（2月下旬から3月上旬）

- ・令和4年度地域包括支援センターの事業計画について
- ・次期契約に向けた地域包括支援センターの機能充実について②